

○農林水産省告示第三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十八の規定に基づき、平成十三年十月三十一日農林水産省告示第千四百四十三号（チリ共和国から発送されるビング種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年一月五日

農林水産大臣 島村 宜伸

四の(二)中、「(一)のくん蒸は、未包装のままで行うこととし」を、「(一)のくん蒸を未包装のままで行う場合にあつては」に改め、同(二)の次に次のように加える。

(三) (一)のくん蒸を包装して行う場合にあつては、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の十九・二パーセントを超えず、かつ、包装は十分な通気性を有すること。